

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成24年度	平成25年度	項 目	平成24年度	平成25年度
出資金	558,982	561,003	自己資本総額 (A+B) (C)	2,074,299	2,174,330
うち後配出資金					
うち非累積的永久優先出資			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額		
回転出資金					
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの		
再評価積立金					
資本準備金	58	58	期限付劣後債務及びこれら に準ずるもの		
利益準備金	610,643	630,643			
<積立金>	823,988	843,988			
信用事業基盤強化積立金	121,500	121,500	非同時決済取引に係る控除額及び信用 リスク削減手法として用いる保証 又はクレジット・デリバティブの免 責額に係る控除額		
リスク管理強化積立金	105,000	105,000			
施設整備積立金、 店舗事業基盤強化積立金	195,000	205,000			
地域農業振興強化積立金		10,000			
他 積立金	402,488	402,488	基本的項目からの控除分を除く、自 己資本控除とされる証券化エク スパーチャー（ファンドのうち裏付資 産を把握できない資産を含む。）及 び信用補完機能を持つI/Oストリッ プス（告示第223条を準用する場合 を含む。）		
次期繰越剰余金 （又は次期繰越損失金▲）	75,553	136,702			
処分未済持分（▲）	△ 2,286	△ 3,433			
自己優先出資申込証拠金					
自己優先出資（▲）					
その他有価証券の評価差損（▲）	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自 己資本控除とされるファンドのうち 個々の資産の把握が困難な資産		
営業権相当額（▲）					
企業結合により計上される 無形固定資産相当額（▲）			控除項目不算入額（▲）		
			控除項目計（D）		
証券化取引により増加した 自己資本に相当する額（▲）			自己資本額（C-D）（E）	2,074,299	2,174,330
基本的項目（A）	2,066,939	2,168,961	資産（オン・バランス項目）	9,567,982	9,725,587
			オフ・バランス取引項目		
土地の再評価額と再評価の直前 の帳簿価額の差額の45%相当額			オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た値	1,369,298	1,346,098
			リスク・アセット等計（F）	10,937,280	11,071,686
一般貸倒引当金	7,360	5,369			
相互援助積立金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務					
補完的項目不算入額（▲）			Tier1比率（%）（A/F）	18.89%	19.59%
補完的項目（B）	7,360	5,369	自己資本比率（%）（E/F）	18.96%	19.63%

(注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、的確金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

区 分	平成24年度			平成25年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	651,500			627,553		
我が国の地方公共団体向け	1,239,385			1,101,085		
地方公共団体金融機関向け	100,293	10,029	401			
我が国の政府関係機関向け	100,811	10,081	403	100,811	10,081	403
地方三公社向け						
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	25,429,175	5,585,035	223,401	26,240,280	5,747,256	229,890
法人等向け	56,568	54,856	2,194	75,425	74,054	2,962
中小企業等向け及び個人向け	331,608	164,256	6,570	329,125	165,900	6,636
抵当権付住宅ローン	98,391	33,137	1,325	89,083	29,794	1,191
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等	140,119	46,236	1,849	98,715	18,833	753
信用保証協会等保証付	1,552,500	150,871	6,034	1,601,591	156,645	6,265
共済約款貸付	2,551			1,644		
出資等	2,215,251	2,215,251	88,610	2,231,791	2,231,791	89,271
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産						
証券化						
上記以外	1,524,721	1,298,227	51,929	1,475,056	1,291,231	51,649
合 計	33,442,877	9,567,982	382,719	33,972,163	9,725,587	389,023
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	1,369,298	54,771	1,346,098	53,843		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	10,937,280	437,491	11,071,686	442,867		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		平成24年度				平成25年度			
		信用リスクに				信用リスクに			
		関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	121	121			71	71		
	林業								
	水産業								
	製造業	8	8			8	8		8
	鉱業								
	建設・不動産業								
	電気・ガス・熱供給・水道業								
	運輸・通信業	100		100		100		100	
	金融・保険業	839		450		688		350	
	卸売・小売・飲食・サービス業								
	日本国政府・地方公共団体	1,890	1,038	852		1,786	957	828	
	上記以外	24,733	670			25,592	666		
	個人	2,305	2,228			2,305	2,263		
その他	3,442				3,418			76	
業種別残高計		33,442	4,067	1,404		33,972	3,967	1,280	84
1年以下		24,920	344	124		25,903	284	355	
1年超3年以下		695	147	547		538	214	324	
3年超5年以下		393	261	131		162	162		
5年超7年以下		560	359	200		923	523	399	
7年超10年以下		1,057	657	399		644	444	200	
10年超		1,457	1,457	0		1,496	1,496		
期限の定めのないもの		4,358	838	0		4,303	842		
残存期間別残高計		33,442	4,067	1,404		33,972	3,967	1,280	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成24年度					平成25年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	10	7	—	10	7		7	5	—	7	5	
個別貸倒引当金	115	109	8	107	109		109	78	0	109	78	
法人	農業		12		12		12			3	8	
	林業											
	水産業											
	製造業	12	8		12	8	8				8	
	鉱業											
	建設・不動産業											
	電気・ガス・熱供給・水道業											
	運輸・通信業											
	金融・保険業											
	卸売・小売・飲食・サービス業											
	上記以外											
	個人	102	89	8	94	89		89	78	0	105	61
業種別計	115	109	8	107	109		109	78	0	109	78	

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

項 目	平成24年度			平成25年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスクウェイト0%		2,266	2,266		2,058	2,058
	リスクウェイト10%		1,709	1,709		1,667	1,667
	リスクウェイト20%		24,809	24,809		25,620	25,620
	リスクウェイト35%		94	94		85	85
	リスクウェイト50%		84	84		77	77
	リスクウェイト75%		221	221		221	221
	リスクウェイト100%		4,237	4,237		4,235	4,235
	リスクウェイト150%		19	19		5	5
	その他						
自己資本控除額							
計		33,442	33,442		33,972	33,972	

(注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

2. 自己資本控除額には、非同時決済取引にか係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減効果後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け				
我が国の政府関係機関向け				
地方三公社向け				
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け				
法人等向け	1		1	
中小企業等向け及び個人向け	8		3	
抵当権住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
三月以上延滞等				
証券化				
上記以外	36		35	
合 計	47		40	

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）ことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「その他」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国債開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

①出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①系統及び系統外出資、②子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行なっています。

②子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運用を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月敵機能的な連絡会議を行なう等適切な業務把握に努めています。

なお、これらの出資等の評価等については、①系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②子会社及び関連会社株式については取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場				
非上場	2,215	2,215	2,231	2,231
合 計	2,215	2,215	2,231	2,231

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成24年度			平成25年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成24年度		平成25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成24年度		平成25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量としてを毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。

また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

②金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：百万円）

区 分	平成24年度	平成25年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	0	0